助成活動団体の皆様

独立行政法人国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部助成課

令和6年度助成金(二次募集)の交付決定通知に伴う連絡事項について

日頃より、子どもの体験活動・読書活動にご尽力いただき誠にありがとうございます。さて、標記の交付決定通知に伴う連絡事項がございますので、以下ご一読願います。

1. 令和6年度助成からの変更点について

実績報告時に計上できる附帯事務費の額が拡大されました。<u>助成金確定金額が20万円未満の場合は1万円、20万円以上の場合は確定金額に5.0%を乗じた額(1円未満切捨て)</u>を実績報告時に計上が可能になります。

- 2. 助成金の交付額について
- (1)「助成対象経費」の算定

貴団体から提出された申請書の収支計画表に<u>助成対象とならない経費が含まれている場合、その金額を除外し、また、過度な積算が認められる場合、その金額を査定のうえ、「助成対象経</u>費」を算定しています。

(2)「活動規模別の限度額」の算定

貴団体から提出された申請書の活動規模が適切でない場合には、活動規模を縮小する交付条件が付されます。そのため、<u>助成金の申請額が縮小された活動規模別の限度額を超える場合、助成金の交付額を活動規模別の限度額に算定</u>しています。

(3)「助成金の交付額」の算定

助成金の交付額は、上記(1)の助成対象経費又は(2)活動規模別の限度額のいずれか低い 金額に対し、一定の査定率を乗じて算定しています。この査定率は、予算の範囲内で設定してい ますので、ご理解をお願いします。

- 3. 今後の主な手続き
- (1) 助成金の交付条件
 - ・ <u>助成活動には、共通して交付条件が附されています</u>ので、交付決定通知書を必ず確認してください。
 - ・ 審査の結果により、**個別の交付条件が附されている場合があります**。 (交付決定通知書末尾)
 - 申請書等を再提出するよう個別の交付条件が附されている場合、速やかに手続きをしてくださ

い。

・ なお、個別の交付条件として記載された事項については、今後申請書を審査する際、その改善 状況を確認しますので、次回以降申請する場合はご留意ください。

(2) 経費の管理等

- ・ 助成対象とならない経費は、令和6年度の「募集案内」や「助成金交付の手引き」に基づきます。各経費の執行の際は、これらを十分確認した上で執行をお願いします。
- ・ 経費の査定を行った経費は、収支計画表内に赤字で記しています。申請書を一度修正すると査 定内容を確認できなくなりますので、必ず印刷又は画面のハードコピーをお願いします。
- ・ 指導・協力者に支払う謝金について、原則、助成対象となる謝金額は、交付決定された指導・協力謝金額が上限となります。他の経費から、指導・協力謝金に費用を流用することはできません。交付決定された指導・協力謝金総額を上回る金額を支払った場合、超過分は助成対象外経費となりますので、ご注意ください。
- ・ 助成活動の経理は、他の経理と区分し、所定の収支簿により管理してください。
- ・ <u>経費の領収書は</u>、支出の証明のため、実績報告時に<u>コピーを提出(A. 助成対象経費のみ)</u>してください。

原本の提出は不要ですが、<u>助成活動の完了の日の属する年度の終了後</u>5年間保管し、求められた場合のみ提出してください。

- ・ 活動資金の立替が困難な場合、助成金の交付額の6割を上限に概算払いが可能です。希望する際は早めに申請してください。振込までには最大4週間程度かかりますのでご了承ください。
- ・ <u>助成金の振込口座を新たに登録する場合、又は変更する場合は銀行振込依頼書も郵送で速やか</u> <u>に提出してください。</u>

(3) 参加者の募集

- ・ 当基金では、参加者を"公募"することが条件となっていますので、募集のチラシやポスターを公共機関等に配布するなど、広く募集してください。<u>広報物は事前(訂正ができる段階)に提</u>出していただきます。提出が無い場合、助成金を交付しないことがあります。
- 完成した広報物は、https://dantai.pr.yume.niye.go.jp/にログインして掲載してください。
 ※掲載手順は、サイト内のマニュアル参照
 - ※ログインには、メールアドレスの登録が必要です。 I D は別途(団体メールアドレス宛に送付) お知らせいたします。

(4) 助成活動月別フォトボードの使用について

- 子どもゆめ基金ホームページよりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 助成活動中は、可能な限りフォトボードを掲示し、参加者へ子どもゆめ基金助成活動である旨 を周知するよう努めてください。
- なお、集合写真を撮る際は、必ずこのフォトボードが写るように撮影してください。

【参考】助成活動月別フォトボードのURL

https://yumekikin.nive.go.jp/download/index.html

- (5) 写真撮影・写真の取扱いについて
 - ・ 参加者の肖像権へ配慮するため、<u>参加者募集時に、写真撮影や広報・報告書への写真の使用に</u> ついて必ず許諾を取ってください。
 - ・ なお、申し込み制の活動においては、申込み時または受付時に「許諾書」を取り、団体で保管 してください。
- (6) アンケートにご協力のお願い(二次募集へ初めて申請いただいた方対象)
 - ・ 個別にメールでアンケートを依頼しますので、ご協力をお願いいたします。回答にかかる時間 は3分程度です。

(7) その他

- ・ この事務連絡は、概略のみお知らせしています。**詳細は、「令和6年度助成金交付の手引き」 を必ず確認**し、不明な点は当課へご相談ください。
- ・ メールで相談される際は、メールの件名に整理番号(「24」から始まる7ケタの番号)を明記し、メールの本文に団体名と連絡担当者の氏名を明記してください。整理番号は、交付決定通知書に記載されています。

【参考】令和6年度助成金交付の手引き等のURL

https://yumekikin.niye.go.jp/pdf/R6Guidance ALL.pdf